

「指定認知症対応型通所介護」重要事項説明書

西野の家「はなさんち」

認知症対応型通所介護事業

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号:京都市 第 2674100512 号)

当事業所は契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 事業所が提供するサービスと利用料金
5. 通所介護計画書の作成および職員研修
6. 苦情の受付について
7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況
8. 緊急時及び事故発生時の対応について
9. 非常災害時の対策
10. 感染症発生予防及び蔓延防止
11. 業務継続計画（BCP）
12. 虐待防止のための措置
13. 身体拘束の禁止
14. 個人情報の保護
15. ハラスメントに関する事項
16. サービス利用に当たっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 同和園
- (2) 法人所在地 京都府京都市伏見区醍醐上ノ山町 11 番地
- (3) 電話番号 075-571-0010
- (4) 代表者氏名 理事長 亀谷英央
- (5) 設立年月日 大正 10 年 12 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護事業
(平成 17 年 7 月 7 日指定 京都市 2674100512 号)
- (2) 事業所の目的
事業所は、介護保険法令の趣旨並びに「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対して認知症対応型通所介護サービス（以下「通所介護」という）を提供します。
- (3) 事業所の名称 西野の家 「はなさんち」通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 京都府京都市山科区西野広見町 4
- (5) 電話番号 075-502-8734
- (6) 事業所長（管理者）氏名 小島裕史
- (7) 事業所の運営方針
 - 1 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - 2 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護計画を作成し、計画に沿って必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
 - 3 事業所は、事業の運営に当たり、地域との結びつきを重視し、コミュニティ作りに寄与していきます。また、関係行政機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び他の介護福祉サービス事業所並びに保健、医療、福祉を提供する事業所との連携に努めます。
- (8) 開設年月日 平成 17 年 7 月 7 日

(9) 通常の事業の実施地域

京都市山科区内

※通常の実施地域外でも、ご希望がある方については個別に判断致します。

※実施地域外の送迎については片道1kmにつき250円加算されます。

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日（年末年始休業あり）
営業時間	8:30～17:30
単位実施時間	9:00～17:00
利用定員	1日12名定員
受付時間	利用内容、利用曜日の変更その他相談・連絡は終日受付致します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	
1. 事業所長(管理者)	1名
2. 生活相談員	2名以上
3. 介護職員	3名以上
4. 看護職員兼機能訓練指導員	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 事業所長 (管理者)	勤務時間:8:30～17:30 サービスの利用に関わる調整、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他一元的な管理を行います。
2. 生活相談員	勤務時間:8:30～17:30 利用者及びその家族や関係者の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるようサービスの調整、関係機関との連携を図ります。
3. 介護職員	勤務時間:8:30～17:30 利用者の入浴、食事、排泄等の介護等の支援及び生活機能向上のための機能訓練やレクリエーション等を行います。
4. 看護職員兼 機能訓練士指導員	勤務時間:8:30～17:30のうち必要な時間数 利用者の健康管理や看護を行います。また機能訓練指導員として個別機能訓練を行います。その他介護等の支援、レクリエーションも行います。

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス
(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7割から9割）が介護保険から給付されます。個別の通所介護計画に基づいてサービス提供を行います。

<サービスの概要>

① 食事

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため、座位で食事を摂って頂くことを基本としています。

② 入浴

入浴又はシャワー浴又は清拭を行います。入浴を楽しんで頂く側面から、どの方にも家庭的な1人用浴槽に浸かって頂くことを考えます。

③ 排泄

排泄の自立を促すためトイレでの排泄を基本としています。利用者の身体機能を最大限活用した介助を行います。

④ 送迎

居宅と事業所との間の送迎を行います。必要な方には通所介護計画に位置づけた上で居宅内での介助を致します。

⑤ 健康チェック

健康状態の確認(バイタルチェック等)を行い、状態の変化に対する早期発見と対処に努めます。

⑥ 機能訓練・レクリエーション

地域との関わりや役割を持った活動、楽しく身体を動かすこと等ができるように各種機能訓練やレクリエーションを用意致します。通所介護計画に基づいた外出レクリエーション等も行います。

⑦ 口腔ケア・口腔機能向上訓練

個別の口腔内状況に合わせた必要な口腔ケアや口腔機能向上訓練を行います。

⑧ 栄養改善

必要と認められる利用者の栄養状態の改善を目指します。

⑨ 認知症ケア

専門性を発揮し、利用者個別の支援を考えて実施し、安心して利用して頂けるように努めます。支援を通して心身機能活性化の機会が多くなるように努めます。

⑩ 若年性認知症ケア

40歳から64歳までの若年性認知症利用者には個別に担当者を定め、担当者を中心に個別の支援を専門性を持って提供できるように努めます。

⑪ 科学的介護推進体制

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、「科学的介護情報システム(LIFE)」を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクルの実践やケアの質の向上に努めます。

<利用料金>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。1回あたりのサービスの利用料金は、利用者の要介護度並びにサービス内容により異なります。

下記は自己負担額1割の料金です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。

基本料金1回あたり(7時間以上8時間未満)

介護度	サービス単位	自己負担額
要介護1	994	1038 円
要介護2	1102	1151 円
要介護3	1210	1264 円
要介護4	1319	1378 円
要介護5	1472	1491 円

6 時間以上 7 時間未満

介護度	自己負担額
要介護1	919円
要介護2	1017円
要介護3	1113円
要介護4	1213円
要介護5	1312円

5 時間以上 6 時間未満

介護度	自己負担額
要介護1	896円
要介護2	992円
要介護3	1086円
要介護4	1182円
要介護5	1280円

加算項目(実施した日に算定)

サービス内容	サービス 単位	自己 負担額		サービス内容	サービス 単位	自己 負担額
入浴介助加算Ⅰ	40	42円		入浴介助加算Ⅱ	55	57円
個別機能訓練加算Ⅰ	27	28円			55	57円
若年性認知症受入加算	60	62円			27	28円

加算項目(実施した月に算定)

サービス内容	サービス 単位	自己 負担額		サービス内容	サービス 単位	自己 負担額
科学的介護推進体制加算	40	42円		生活機能向上連携加算Ⅰ	100	104円
個別機能訓練加算Ⅱ	20	20円		生活機能向上連携加算Ⅱ	200	209円
口腔機能向上加算Ⅱ (月2回まで)	160	167円		口腔機能向上加算Ⅰ (月2回まで)	150	157円
				ADL維持等加算Ⅰ	30	31円
				ADL維持等加算Ⅱ	60	62円
				栄養アセスメント加算	50	52円
				栄養改善加算 (月2回まで)	200	209円
				口腔栄養スクーリング加算Ⅰ (6か月に1回)	20	20円
				口腔栄養スクーリング加算Ⅱ (6か月に1回)	5	5円

サービス提供体制加算(実施した日に算定)

サービス内容	サービス 単位	自己 負担額	介護職員総数のうち以下の割合
サービス提供体制加算Ⅰ	22	23円	介護福祉士割合70%以上又は 勤続10年以上の介護福祉士割合25%以上
サービス提供体制加算Ⅱ	18	19円	介護福祉士割合50%以上
サービス提供体制加算Ⅲ	6	7円	介護福祉士割合40%以上又は 勤続7年以上の介護職員割合30%以上

※送迎を実施しない場合は片道50円減額されます。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算として「合計単位数」×18.1%が加算されます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更させて頂きます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の自己負担となります。

① 食事の提供

食費(1回あたり) 650円

おやつ代(1回あたり) 200円

② 排泄用品代

パット(1枚) 10円

紙パンツ(1枚) 55円 ※現物での返却が可能です。

テープ式(1枚) 70円

③ コピーの交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

モノクロコピー(1枚) 10円

カラーコピー(1枚) 20円

写真のプリントアウト(1枚) 30円

④ レクリエーション代金

利用者の希望により外出レクリエーション・創作レクリエーション等に参加して頂くことができます。その際の費用については自己負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について当事業所での決定が行われ次第、文書にてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金については翌月の15日までに請求書を交付致します。指定日までに事業所にお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用者は、通所介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には利用者は事前に事業所に申し出ることとします。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日に利用ができない場合、他の利用可能日を提示させていただきます。

(5) キャンセル料

利用者の自己都合により、キャンセルされた場合、食費相当分(昼食代・おやつ代)を徴収させていただきます。前日17:30までにご連絡頂いた場合や自然災害等での営業休止日はキャンセル料は頂きません。

5. 通所介護計画書の作成および職員研修

通所介護の内容については居宅サービス計画書に基づき通所介護計画書を作成します。また適切な計画書作成・ケアのための職員研修を行います。

事項	内容
通所介護計画の作成 及び事後評価	管理者または担当者が、居宅サービス計画書に基づき、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成致します。作成した通所介護計画書は利用者・家族に説明し、交付致します。また、サービス提供後の目標の達成状況等を評価し、その結果を記録します。
職員研修	介護技術研修、アセスメント・ケアプラン研修、認知症ケア研修等職員のスキルアップのための研修を行います。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受付けております。

【苦情解決責任者】 社会福祉法人同和園 常務理事・園長 竹田史門

【苦情受付窓口】 社会福祉法人同和園

所在地 : 京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地

電話番号: 075-571-0010

FAX : 075-571-0473

担当者 : 社会福祉法人同和園 法人本部 佐賀隆司

受付時間: 9:00~17:00

(2) 当法人以外でも各居宅介護支援事業所、各行政区の介護保険課、国民健康保険団体連合会等でも苦情や相談を受付けています。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 山科区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 | 075-592-3290 |
| ② 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 | 075-571-6471 |
| ③ 東山区役所 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 | 075-561-9187 |
| ④ 京都市保健福祉局健康長寿のまち 京都推進室介護ケア推進課 | 075-213-5871 |
| ⑤ 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係 | 075-354-9090 |

(3) 第三者委員会の設置

上記以外に苦情・相談を受け付けるために、第三者委員会を設置しております。

- | | |
|--|-------------------|
| ① 社会福祉法人 勸修福社会 特別養護老人ホーム長楽園施設長 西村久史 | |
| 所在地:京都市山科区勸修寺仁王堂町13-3 | 電話番号:075-572-6317 |
| ② 尾川税理士事務所長 尾川宣之(社会福祉法人同和園監事) | |
| 所在地:京都市東山区本町10-197-3 | 電話番号:075-525-1911 |
| ③ 大谷大学名誉教授 佐賀枝夏文(社会福祉法人同和園監事) | |
| 所在地:京都市下京区烏丸通七条上ル(東本願寺青少年センター メール相談室) | |
| メールアドレス:sagaesan@higashihonngannji.or.jp | |

第三者委員会の役割

- ・外部の第三者が関わることにより、苦情・相談の密室化を防ぎます。
- ・苦情・相談申し立て者の代弁機能を果たし、両者を対等な関係にします。
- ・客観的な立場から解決を図ることができます。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施日 : 平成 28 年 11 月 2 日

評価機関: 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

評価結果の開示状況: 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

(ホームページ <https://kyoto-hyoka.jp>)

8. 緊急時及び事故発生時の対応について

サービス提供中に状態の急変等があった場合は速やかに利用者の主治医、緊急連絡先(家族等)、救急隊、担当ケアマネージャーへ連絡をすると共に必要な措置を講じます。必要に応じて京都市、京都府に報告致します。

また、事故が発生した場合はその原因を解明し、その再発を防ぐための対策を検討し、利用者、家族、担当ケアマネージャー等と協議した対策を実施していきます。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める計画に則り対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画に則り年2回避難訓練を行います。			
	スプリンクラー	なし	誘導灯	あり
	自動火災報知機	あり	消火器	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	山科消防署への届出日：令和6年3月14日 防火管理者：小島裕史（令和6年4月1日選任）			

10. 感染症発生予防及び蔓延防止

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲食する食品・水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、感染症の発生予防並びに発生時の蔓延防止のために次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の発生予防並びに蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知致します。
 - ② 感染症の発生予防並びに蔓延防止のための指針を整備します。
 - ③ 職員に対し、感染症の発生予防並びに蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画（BCP）

- (1) 事業所は、自然災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な委員会の開催と共に、その結果について職員へ周知致します。
 - ② 虐待防止のための指針の整備します。
 - ③ 職員に対し、定期的に虐待の防止のための研修を実施します。

- (2)事業所は養護者(利用者を現に養護する者)等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとします。

13. 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、サービス提供に当たっては利用者又は利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録致します。

14. 個人情報の保護

- (1) 利用者及びその家族の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) サービスを提供するにあたって知り得た利用者及びその家族の個人情報については介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとします。ただし、緊急時やサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合については利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

15. ハラスメントに関する事項

下記①～④の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除できるものとする。

- ① 身体的暴力（物を投げつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・手を払いのける）
- ② 精神的暴力（怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする）
- ③ セクシャルハラスメント（身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる）
- ④ カスタマーハラスメント（契約外の無理難題の要求等）

16. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他利用者への暴力やその他迷惑になる行為は厳重に慎んで下さい。
- 所持金品は自己の責任で管理して下さい。
- 施設内での他利用者との金銭・物などの譲渡や貸借はお控え下さい。
- 施設内での他利用者や職員に対する宗教活動、営利活動及び政治活動はご遠慮下さい。

西野の家「はなさんち」通所介護事業所の利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、説明をしました。

説明年月日	令和 年 月 日
事業所住所	京都市山科区西野広見町 4
事業所名	西野の家「はなさんち」通所介護事業所
説明者	職名 管理者(生活相談員)
	氏名 小島裕史
事業者(法人)名	社会福祉法人 同和園
代表者名	理事長 亀谷英央

私は、重要事項説明書を交付の上、説明を受け、その内容に同意し、受領しました。

利用者本人 住所

氏名

身元引受人 氏名

(続柄)

法定代理人 氏名